



# 鳥取県公報

平成 20 年 8 月 29 日 (金)  
号外第 91 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (6) (警務課) . . . . . 2
- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (28) (給与課) . . . . . 3
- 職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (29) (〃) . . . . . 4

# 公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

## 鳥取県公安委員会規則第 6 号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
（広報官） 第19条の 2 略  <u>（首席師範）</u> <u>第19条の 3 教養課に首席師範を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u> <u>2 首席師範は、上司の命を受け、柔道、剣道又は逮捕術の指導に関する事務を総括する。</u>	（広報官） 第19条の 2 略  （鉄道警察隊） 第21条 略 2 略 3 鉄道警察隊は、 <u>第 6 条の 9 第 5 号</u> に掲げる事務をつかさどる。 4 及び 5 略
（自動車運転免許試験場） 第22条 略 2 免許試験場の位置は、東伯郡 <u>湯梨浜町</u> とする。 3 ～ 5 略	（自動車運転免許試験場） 第22条 略 2 免許試験場の位置は、東伯郡 <u>北栄町</u> とする。 3 ～ 5 略

### 附 則

この規則は、平成20年 9 月 1 日から施行する。ただし、第22条の改正は同月28日から、第21条の改正は公布の日から施行する。

# 人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

## 鳥取県人事委員会規則第28号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前									
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）									
組織		職		区分		組織		職		区分			
略		略		略		略		略		略			
警察	警察本部	略		3種	警察	警察本部	略		3種	略	略		
		課長					3種	課長				略	
		企画官						企画官					
		監察官						監察官					
		隊長						隊長					
		所長						所長					
		室長						室長					
		場長						場長					
広報官		広報官											
<u>首席師範</u>		管理官（人事委員会が承認したものに限る。）		管理官（人事委員会が承認したものに限る。）		略							
略		略		略		略							
略		略		略		略							
略		略		略		略							

附 則

この規則は、平成20年 9 月 1 日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月29日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第29号**

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後											改正前										
別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第2条関係）											別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第2条関係）										
組織	職務の級										組織	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
警 略											警 略										
察 略											察 略										
本 部	共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）										共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）										
隊員	隊員	隊員	分隊長	小隊長	次席	次席	課長	参事官	部長		隊員	隊員	分隊長	小隊長	次席	次席	課長	参事官	部長		
			隊員	分隊長	副隊長	副隊長	企画官						隊員	分隊長	副隊長	副隊長	企画官				
				師範	指導官	指導官	監察官								指導官	指導官	監察官				
					通信指	通信指	所長								通信指	通信指	所長				
					令長	令長	隊長								令長	令長	隊長				
					課長補	課長補	室長								課長補	課長補	室長				
					佐	佐	場長								佐	佐	場長				
					室長補	室長補	広報官								室長補	室長補	広報官				
					佐	佐	首席師								佐	佐					
					隊長補	隊長補	範								隊長補	隊長補					
					佐	佐	管理官								佐	佐	管理官				
					主任師	主任師	範								佐	佐					
					範	範															
略											略										
備考	略										備考	略									

**附 則**

この規則は、平成20年 9 月 1 日から施行する。